

TOPICS 01

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ（6月23日現在）

●8月からファイザー社製のワクチンに切り替わります

令和5年春開始接種（5月8日～8月31日）については、モデルナ社製のワクチンを使用してきましたが、このたび国からファイザー社製ワクチンの供給が決定したことから、8月からファイザー社製オミクロン株対応2価ワクチンに切り替えて接種を行います。

対象年齢	接種できる期間	接種するオミクロン株対応2価ワクチン
12歳以上	～7月31日(月)	モデルナ社製
	8月1日(火)～8月31日(木)	ファイザー社製

●その他

- 紛失等による接種券再発行は、**接種予約センター（フリーダイヤル0120-447-665）**へご連絡ください。
- 接種相談は、9月1日から接種予約センターへご連絡をお願いします。
- 令和5年春開始接種の対象とならない方で、すでにお手元に接種券をお持ちの方は、令和5年秋開始接種（9月1日～）で使用するので、大切に保管してください。
- 市内における令和5年秋開始接種のスケジュールは、決まり次第、市ホームページや広報ひらかわなどでお知らせします。
- 5歳以上11歳以下の方が接種するワクチンは、ファイザー社製小児用オミクロン株対応2価ワクチンとなっています。

●令和5年春開始接種（5月8日～8月31日）追加接種（3回目以降）の対象となる方

- 初回接種を完了した方のうち
- ①65歳以上の方
 - ②5歳以上の基礎疾患を有する方
 - ③医療・高齢者施設等従事者
- ※接種を希望する方は、無料で受けることができます。



【問合せ】 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎55-5829

TOPICS 02

農地を転用する場合には、農地法の「許可」が必要です

●農地転用とは

農地を宅地、資材置場、駐車場、山林などの農地以外の用地に転換することです。また、一時的に農地以外の用途に利用する場合も同じく許可が必要です。

●無断転用

許可を受けずに転用した場合には、工事の中止や原状回復などの命令がされるほか、場合によっては、3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）が科されることもあります。

農地に盛土をする場合は届出が必要です

無断転用を防止する目的から、畑などを造成するために農地に盛土をする場合であっても、農業委員会への届出が必要です。届出書は、農業委員会にあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

●農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するため、この制度は設けられています。

農地の無断転用の例

- ・資材置場にした ・青空駐車場にした
- ・農業用施設を建てた（※）・住宅や倉庫を建てた
- ・建設残土の捨て場にした

※自己所有農地に2アール未満の農業用施設を建てる場合は許可を要しないこととなっていますが、まずは農業委員会事務局にご相談ください。

【問合せ】 農業委員会 事務局 ☎55-5396

有料広告

60歳からの 助だち人生

わたしの 働き方改革

公益社団法人
平川市シルバー人材センター

平川市新館野木和20-1
平賀農村環境改善センター内

☎0172-44-7318

●高齢者活躍人材確保育成事業（青森県シルバー人材センター連合会）

お仕事の一例や
会員さんの声はこちらから

TOPICS 03

国民健康保険・後期高齢者医療制度のおしらせ

「被保険者証」が更新されます

現在ご使用の平川市国民健康保険被保険者証と後期高齢者医療被保険者証の有効期限は**7月31日まで**となっています。新しい被保険者証は、7月末までに郵送いたしますので、**8月1日以降ご使用**ください。また、現在ご使用の被保険者証は、**有効期限が切れましたら破棄**してください。

※国民健康保険被保険者証は**桃色**から**薄橙色**へ変わります。後期高齢者医療被保険者証の色は現在と同じ**緑色**となります。

※令和4年中の所得状況などにより**8月1日から**医療機関窓口などで支払う医療費の自己負担割合が変更となる場合があります。

[注意事項]

- ・住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も減額となります。
- ・70歳以上の方は、被保険者証のみで限度額適用が行われ、認定証が交付されないことがあります。
- ・後期高齢者医療保険に加入しており、令和4年度中に認定証の交付を受けている方のうち、引き続き認定される場合には、新しい認定証を7月下旬に郵送します。

限度額適用認定証の申請について

外来・入院の際に「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、窓口で支払う医療費が**自己負担限度額までに抑えられます**。申請した月以降から認定となるため、必要な方は申請をお願いします。

[受付窓口]▷本庁舎税務課国保係（本庁舎2階4番窓口）
▷尾上・碓ヶ関総合支所 庶務係

[問合せ] 税務課 国保係 ☎55-5328 / 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

TOPICS 04

ひとり親家庭等医療費受給者の皆さんへ

✔ 受給資格証の更新をお願いします

ひとり親家庭等医療費を受給されている方は、毎年、受給資格証の更新申請が必要です。対象者には7月中旬に通知しますが、通知が届かない場合は、子育て健康課子ども支援係までお問い合わせください。

▶受付期間 7月18日(火)～31日(月) 8:15～17:00(土日祝日を除く)

※7月26日(水)～28日(金)は、子育て健康課子ども支援係(本庁舎2階9番窓口)のみ19:00まで窓口を延長します。

▶受付場所

- ・平賀地域：子育て健康課 子ども支援係
- ・尾上地域：尾上総合支所 庶務係
- ・碓ヶ関地域：碓ヶ関総合支所 庶務係



※尾上地域・碓ヶ関地域の方が本庁舎で手続きされる場合は、事前に下記の間合せ先までご連絡ください。

TOPICS 05

児童扶養手当を受給されている皆さんへ

✔ 児童扶養手当現況届の提出をお願いします

提出期限 8月31日(木)

①「現況届」をご提出ください。

引き続き児童扶養手当を受給できるか確認するため、提出が必要です。7月中旬に通知を発送します。ひとり親家庭等医療費を受給している方は、上記の更新申請と合わせて通知します。

②「一部支給停止適用除外事由届出書(緑色の用紙)」をご提出ください。

児童扶養手当を受給し始めてから5年を経過するなどの要件に該当する方は、提出が必要です。対象者へは6月上旬に送付しています。該当する事由の添付書類(就業・求職活動・障がい・疾病など)と併せて提出してください。 ※期限内に提出がない場合には、支給額が減額または支給停止となることがあります。

[問合せ] 子育て健康課 子ども支援係 ☎55-5832

TOPICS 06

弘前圏域空き家・空き地バンク

その空き家や空き地、
必要としている方がいるかもしれません

空き家や空き地があるけど、自分ではどうしていいかわからず、困っていませんか？
「弘前圏域空き家・空き地バンク」をぜひご活用ください！



弘前圏域空き家・空き地バンクとは？

空き家・空き地を「売りたい、貸したい方（所有者）」の物件を、「買いたい、借りたい方（利用希望者）」に紹介する制度です。

弘前圏域定住自立圏（弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、板柳町、大鱈町、田舎館村、西目屋村）における取組として、空き家・空き地の利活用と不動産の流動化を図ることを目的に実施しています。



＼まずは話だけ聞いてみたいという方もお気軽にご相談ください！／

●どこで見られるの？

登録された空き家・空き地は、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会のホームページに掲載され、物件を探す方々が簡単にアクセスできるようになっています。

また、令和4年1月より全国版空き家バンクのホームページにも情報が掲載されています。
※全国版空き家バンク…「LIFULL HOME' S 空き家バンク」や「アットホーム空き家バンク」

●誰が運営してるの？

圏域自治体と不動産団体、金融機関による「弘前圏域空き家・空き地バンク協議会」で運営されます。

●物件の登録方法は？

- ①物件の登録を希望する場合は、申込書に本人確認書類を添えて、物件の売買・賃貸を仲介する宅建業者に提出してください。
※売買・賃貸の仲介を協議会の宅建業者に依頼する必要があります。協議会の宅建業者については、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会のホームページをご確認ください。
- ②協議会の宅建業者が現地調査を行い、売買条件などを協議します。
- ③申込書や宅建業者からの調査報告書などの内容を審査し、物件登録の要件を満たしていればバンクに登録され、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会や全国版空き家バンクのホームページに公開されます。

弘前圏域
空き家・空き地
バンク協議会



LIFULL
HOME' S
空き家バンク



アットホーム
空き家バンク
ホームページ



お得な情報！

バンクに市内の物件を登録した方には弘前圏域の地場産品（1万円相当）を贈呈しています。



[申込み・問合せ] 政策推進課 政策推進係 ☎55-5737



平川市長寿福祉大会を開催します

市では、敬老の日に「平川市長寿福祉大会」を開催し、金婚夫婦と卒寿者の方々をお祝いします。式典のほか、アトラクションやベジチェックなどの健康測定会ブースもございますので、一般の方もどうぞご参加ください。

日時 9月18日（月・祝） 13：00～
場所 文化センター

- 金婚夫婦は申出のあった方を対象としています。
- 卒寿者（昭和8年4月1日から昭和9年3月31日までに生まれた方）には個別にご案内をお送りします。
- 金婚夫婦と卒寿者の方に対しては、大会への出欠に関わらず、顕彰状と記念品を贈呈します。

●金婚夫婦の受付について

金婚夫婦の対象となる方は電話でお申し出ください。

対象

- ①昭和48年4月1日から昭和49年3月31日までの期間に婚姻届を提出した方
- ②昭和48年3月31日以前に婚姻届を提出した方で市町村の金婚夫婦の顕彰を受けたことがない方

締切 8月4日（金）

●金婚長寿祈願祭

日時 9月18日（月・祝） 11：00～
場所 文化センター

[問合せ・申出] 福祉課 福祉総務係 ☎55-5378